

2025年度（令和7年度）事業計画

【基本活動方針】

- (1) 社会情勢の変化や法制度の改正等に対応した活動の基盤となる組織の強化・充実を図るとともに、一般社団法人として法令遵守に則り適正な運営に努める。
- ① 全会員一人一役の基本方針のもと、本会の組織の中心である委員会の充実、個々の能力・知識を活かしながら役割分担を明確にし、各職域における社会福祉士の活動の充実を図る。
 - ② 会員のニーズを把握し、各委員会・センター等への参加を促すなど組織運営の向上に努める。
 - ③ 公益事業、収益事業に積極的に取り組み、組織・財政基盤の充実を図る。
 - ④ 一般社団法人として、法令遵守に則り適正な運営・活動に努めるとともに、公益社団法人化の検討を継続する。
 - ⑤ 事務局体制の強化を図り、円滑な組織運営の充実に努める。
 - ⑥ 関係機関・団体との連携を強化し、社会福祉のネットワークの推進を図る。
- (2) 地域における多様な社会福祉士の役割を明確に提示し、会員の専門性を図るとともに、地域に根ざした社会福祉実践を支援する。
- ① 会員の専門性を深めるとともに認定社会福祉士制度の支援を図るため、生涯研修センターを設置し、基礎研修プログラムの充実を図っているが、今後も会員の研修履歴に対応した専門研修及び各種研修会の充実に努める。
 - ② 地域包括支援センターは、地域包括ケアシステムの基幹的センターとしての役割が求められており、各種関係機関・団体等との連携強化に努めながら、地域ネットワークの活動を推進する。
 - ③ 「ぱあとなあ」機能を強化・充実するため、受託・相談できる会員の増加を図る仕組みや質の向上を目指しながら、成年後見活動の円滑な推進を図る。
 - ④ 栃木県弁護士会と協同設置した「栃木県虐待対応センター」の運営の充実を図るとともに高齢者及び障害者の虐待・防止の研修会の開催など権利擁護を推進する。
 - ⑤ 生活困窮者や触法・被疑者等の生活を回復し、権利を擁護する支援を通じて、地域共生社会の実現に貢献する。また、子どもや家庭、学校等に向けた研修や支援を通じて、いじめや家庭内暴力の根絶に貢献する。
 - ⑥ 社会福祉評価事業等を積極的に推進し、社会福祉の向上を図る。
 - ⑦ 社会福祉士の実践を深めるため、時代の課題を的確に捉え、事例研究をはじめ各種の調査研究を行い、その結果を、「日本社会福祉士会全国大会社会福祉士学会」及び各種学会等で公表し、実践力を高める。
- (3) 社会福祉士の社会的信頼と認知を高め、社会的任用を獲得するとともに制度的任用に向けた行動を関係機関とともに推進する。
- ① 福祉人材確保指針に則り、関係機関や行政等に対し職域拡大とあわせ、社会福祉士の待遇改善及び地位向上に向けた働きかけを推進する。
 - ② 行政等に対し、制度・政策提言の働きかけを促進する。
 - ③ 社会福祉士が広く県民や関係機関、行政等に認知されるよう多様な広報活動を一層充実強化する。

- ④ 倫理綱領の内実化を図り、あらゆる社会福祉実践や行動原理の基本とするようその浸透を図る。
 - ⑤ 後進の育成を図るため社会福祉士養成校等との連携を図り、社会福祉士実習指導者養成講習会の開催など現場実習等の関わりを推進する。
 - ⑥ 各種の公的委員会等に参加し積極的発言の機会を図り、社会福祉の向上及び社会福祉士の認知度を深める活動に努める。
- (4) 医療・保健・介護・福祉関係従事者及び社会福祉士養成校関係者等との連携を深め、ネットワークの拡大を図り、県民の医療・保健・介護・福祉の向上を図る。
- ① 社会福祉士の専門性は、総合相談(ソーシャルワーク)、権利擁護、ソーシャルネットワークの三点に要約されるため、広範な医療・保健・介護・福祉従事者・司法・教育・労働及び社会福祉士養成校関係者等との連携を深める。
 - ② 保健・医療・福祉関係団体等と連携し、地域包括ケアシステムの構築の推進に努める。

【事業活動計画】

基本活動方針に則り、各委員会等は次の事業を行う。

(1) 広報委員会

- ホームページ及びメールマガジンの管理運営に努め、県民に向けて本会の活動を幅広く紹介し、福祉に関する情報提供及び情報交流を促進する。また、各事業所からの求人等を掲載して、会員が社会福祉士として活躍できる場・機会が増えるよう情報提供する。
- 広報誌の発行により、会員活動の促進を図り、また関係機関への活動紹介並びに他職種及び県民との情報交流を積極的に促進する。
 - ・発行回数：年2回の発行
 - ・発行部数：2,200部
 - ・発送箇所：会員、福祉関係機関、市町社会福祉協議会及び社会福祉士養成校等
- 栃木県社会福祉士会30周年記念事業実行委員としての活動
 - ・30周年記念事業のP R活動（参加者募集、広告協賛の募集など）
 - ・30周年記念事業当日の資料作成と記念誌の作成
 - ・当日の記録（写真・ビデオ撮影等）

(2) 権利擁護センターばあとなあとちぎ

- 報告書部会
活動報告書の確認作業(2月と8月の定期報告書のチェック)をする。
インシデントレポート管理をする。
成年後見人等候補登録者の名簿管理をする。
- フォローアップ部会
県北・県央・県南と地区別に年2回ずつ研修会を開催し、事例検討や専門職による講義など、ばあとなあ委員のスキルアップを図る。
実施回数：年6回（1月県南、3月県央、5月県北、7月県南、9月県央、11月県北）
- コーディネート部会、
成年後見人等候補者の推薦依頼に対する候補者選考をする。
受任者支援として、各委員からの相談窓口となる。
報告書部会と連携して各委員との面接等をおこなう。
- 養成研修部会
成年後見人等候補者養成研修（成年後見人材育成研修と名簿登録研修）を開催する。
実施時期：2025年8月～2026年2月
- その他
 - ・ばあとなあとちぎしおり2025年度版を作成・配布する。
 - ・「ばあとなあとちぎ」全体会議を開催する。
開催時期：2024年9月予定（活動報告、方針提示、質疑応答）。
 - ・他団体との連携
弁護士会、司法書士会、医師会、金融機関その他関係団体と連携をとり、成年後見制度利用促進の周知・普及に寄与する。
 - ・各自治体へのアドバイザー派遣、成年後見法人委員会へ委員の派遣等を実施する。

(3) 生涯研修センター

研修部会（基礎研修及び任意研修）

- 生涯研修センターの機能の充実を図り、会員個人の自己研鑽の継続性及び会員相互の連携を強化し、スキルの専門性と倫理性の向上を促進する。
- 生涯研修センターの運営体制(研修履歴等)の確立を図り、円滑な運営を実施する。
- 認定社会福祉士の養成を積極的に実施するため、各種研修内容の実態(研修内容、研修時間等)を把握し、各委員会との連携・協力のもと、認定社会福祉士認証・認定機構への研修認証申請を促進する。
- 生涯研修履歴に応じた生涯研修体系を適切に会員に周知するとともに、会員の研修プロセスに応じた研修科目を設定する。
- 基礎研修運営の安定的継続のため、隣県(群馬)との連携協力体制の整備を図る。
- 基礎研修修了者へのフォローアップ体制(ぱあとなあ等他の委員会の案内、講師・スタッフの育成等)を整備する。
- スーパーバイザ体制と事務局体制の構築により、会員に対してスーパービジョンのコーディネート機能を強化していく。
- 地域共生社会の実現に向けて、重層的支援体制整備事業で活躍できる会員の育成、サポート、講師の養成に努める。
- 2020年度採択の倫理綱領・行動規範の会員への周知、伝達を図る。
 - ・基礎研修Ⅰ・Ⅱ及びⅢの実施:開催回数 21回
 - ・任意研修の実施:開催回数 3回
 - ・全国生涯研修委員会議への派遣 2名
 - ・基礎研修講師養成研修への派遣 2名
 - ・スーパービジョン講師研修等への派遣 2名

調査研究部会

- 県民の福祉現況や福祉ニーズ、社会福祉士の実践を調査し、実践の質を高める。
- 調査研究助成事業に積極的に応募し、これらの調査研究の成果から積極的に新規事業を提案、関連機関と協力して事業の実施促進を図る。
- 通年で研究テーマを設定して調査研究を行い、研究成果の公表及び学会等で発表する。
- 「地域共生社会におけるソーシャルワーカーの現状と課題」として、栃木県精神保健福祉士協会と合同で調査研究を進めてきた。2024年度は、社会福祉士会全国大会での学会発表、研究誌「社会福祉士」への論文投稿を行った。現在、精神保健福祉士の調査対象とする研究部分を加えて、データの分析、来年度の学会発表準備などを進めている。2025年度には、これまでの研究成果を最終報告書としてまとめる予定。

実習指導者養成研修部会

- 栃木県内・県外の社会福祉士養成校との連携を図り、県内・県外の実習指導者の養成研修を実施する。(毎年又は隔年に開催)
- 2025年度は、新カリキュラムへ移行している点を考慮し、実習指導者の要件として受講が義務付けられている「実習指導者講習会」を実施する。

(4) 権利擁護委員会

- 栃木県弁護士会と共同設置した「栃木県虐待対応センター」の運営の充実を図る。高齢者及び障害者虐待対応について県や市町の要請に応じ、虐待対応専門職チームの派遣による助言及び研修等、県や市町関係機関への専門的支援を実施する。
- 未契約の市町に対して、虐待対応センターの周知活動を行っていく。
- 栃木県保健福祉部の高齢対策課と障害福祉課、栃木県弁護士会、栃木県社会福祉士会

で、意見交換会を開催していく。

- 栃木県（高齢対策課）との共催による高齢者虐待対応初級研修（6月）及び高齢者虐待対応フォローアップ研修（11月）を実施する。栃木県（高齢対策課）との共催による市町虐待対応担当で管理者級職員に限った専門的研修（7月）を実施する。
- 栃木県（障害福祉課）から受託している栃木県障害者虐待防止・権利擁護研修を実施する。
- 「高齢者権利擁護推進研修」（介護人材キャリアパス支援事業）を前回の内容を改善しつつ継続していく。
- 上記の内容に関して分析を行い、支援プログラムや対応プロセスの調査を実施とともに、社会福祉士のスキルの向上に努める。
- 栃木県弁護士会との勉強会を年1回以上実施する。
- 会員のみならず非会員も対象に広く、権利擁護に資する研修を実施する。

（5）社会福祉評価委員会

- 第三者評価事業・外部評価事業を通して、社会福祉事業所のサービスの質の確保・向上が図れるように、評価機関として役目を果たしていく。
- 第三者評価での児童、障害、高齢者の各分野の受審ができる体制をしっかりと整え、より評価活動が円滑に行えるように整備していく。
- 第三者評価と外部評価の研修等に参加し、調査員のスキルアップ強化を図っていく。

（6）災害福祉委員会

- 栃木県災害福祉広域支援協議会構成員として、災害発生時における地域社会の福祉ニーズや支援調整等に関する提言を行い、支援体制構築に寄与する。
- 関東甲信越ブロック災害連携会議を通じて、圏域の社会福祉士会と連携を強化し、広域災害時における課題解消を図る。
- 都道府県社会福祉士会災害担当者会議において必要な制度、仕組みについて考察する。
- 委員会内において学習会および情報交換の場を設定する。
- 栃木県社会福祉士会大規模災害時対応ガイドラインを時代の実情に合うよう見直しを図る。
- 福島県避難者住宅確保・移転サポート業務を福島県より受託し、対象者の相談支援を行う。

（7）独立型社会福祉士委員会

- 定期的な会議を開催して、開業型社会福祉士のネットワーク構築と相互連携、情報交換を行う。
- 会員が開業型社会福祉士の魅力ややりがい、働き方の選択肢として理解を深め、活躍できる場・機会を情報提供すると共に、栃木県社会福祉士会入会のきっかけとして会員増加に繋げる。
- 開業型社会福祉士として地域共生社会の実現に向けて活躍できる人材を育成する。
《具体的な事業案》
 - ・定期会（オンライン）、話題提供会（対面）を定期開催し、情報交換や実務に役立つ知識と社会資源を獲得する。
 - ・県内・外の先進地の視察研修の実施。
 - ・孤独孤立相談ダイヤル事業に委員以外の会員も含めて協力体制を敷き、引き続きシフト協力していく。

(8) スクールソーシャルワーク委員会

- 任意研修（フォローアップ研修）の実施
- スクールソーシャルワークの実践において必要な実践や知識をスキルアップするためのバックアップ体制の構築
- 事務局のあり方や支援体制について、具体的な実施体制の構築を推進する。
- 多種職連携から重層的支援体制の実現に向けた社会福祉士の活躍支援について検討する。
- 教育現場におけるソーシャルワーク実践の実現に向けたソーシャルワーク実践力養成研修（ステップアップ研修）の開催を検討する。
- 日本社会福祉士会が開催するスクールソーシャルワーク実践研究集会等へ委員を派遣し、情報共有する。
- 定期的にミーティングを開催（オンライン含む）し、委員会の今後のあり方や課題について検討する。
- 栃木県教育委員会からの依頼に応じ、養成研修についての講師派遣及び内容について提言する。

(9) 司法福祉委員会

- 入り口支援 宇都宮地方検察庁からの依頼で、起訴される前の罪に問われた障がい者や高齢の方に対して、面接を行い生活再建計画を作成し、適切な支援へつなげられるよう支援する社会福祉アドバイザーの派遣を継続していく。
- 更生支援計画の作成等 栃木県弁護士会と栃木県社会福祉士会で協定を結び、弁護士の起訴された罪に問われた障がい者や高齢の方に対して、面会の同行や更生支援計画の作成、公判での参考人証言などを行う事など継続していく。
- リーガルソーシャルワーク研修 日本社会福祉士会主催で行ってきた研修を栃木県社会福祉士会主催で令和8年2月17日、18日開催する。
- とちぎ司法福祉連絡協議会の運営 栃木県弁護士会と栃木県精神保健福祉士協、栃木県社会福祉士会でとちぎ司法福祉連絡協議会を設立し、運営委員会によって運営を行い、複数職能団体で効率的に、研修や事例検討、更生支援を行っていくようにしていく。
- 意見交換会 宇都宮地方検察庁、宇都宮保護観察所、とちぎ地域生活定着支援センター、栃木県弁護士会、栃木県精神保健福祉士協会、栃木県公認心理師会、栃木県社会福祉士会で、司法福祉の課題等に関して意見交換会を開催を四半期に一度行っていく。

(10) 児童福祉プロジェクトチーム

- こども家庭福祉に関する会員間の定期的な勉強会と交流を継続する。
 - ・勉強会による新たな知見の獲得と意見交換を継続し、栃木県社会福祉士会でのこども家庭領域の拠点となるよう努める。
 - ・児童福祉プロジェクトチームの会員各々が職場のネットワークを広げ情報と活動のミニ拠点となるよう支援する。
- 将来的に栃木県または市町家庭福祉担当部署、障害児担当部署との協働、アドボカシー活動を行う体制を整える。

(11) 総務企画委員会

- 一般社団法人栃木県社会福祉士会の円滑な運営と当面する課題へ対応するため、事務局と一体的となり財政・組織体制の運営に努める。

- 総会及び理事会における資料等の取りまとめ、その作成、議事運営を担う。
- 日本社会福祉士会と連携して、ソーシャルアクションを担うための会議への参加、提言等を行っていく。
- 各都道府県社会福祉士会や関東甲信越ブロックの社会福祉士会との連携を強化し、相互課題の解消・軽減を図る。
- とちぎソーシャルケアサービス従事者協議会ならびに加盟団体との連携・協働を図る。
- 行政からの要請に応え、制度・政策に関する積極的な提言を行い、地域福祉の向上に資する。また、関連機関からの依頼に会員の推薦・派遣を実施し、専門職団体としての社会的価値の向上を目指す。
- 栃木県災害福祉広域支援協議会構成員として、災害発生時における地域社会の福祉ニーズや支援調整等に関する提言を行い、支援体制構築に寄与する。
- 栃木県社会福祉士会30周年記念事業開催に向け、実行委員会を組織し、その活動を推進する。
- ぱあとなあの苦情受付窓口となり、苦情発生時における対策を協議して対応手順を明確にする。

(12) 事務局

本会事業の円滑な運営、積極的な事業展開に対応するため、事務局体制の整備・強化を実施していく。

- 会議の開催
 - ・ 定時総会 年1回（5月） 事業報告・決算、事業計画・予算
 - ・ 理事会 月1回開催 各種事業の報告、協議
- 日本社会福祉士会との委託業務、ならびに業務移管に関わる事務を円滑に進めるため、事務局体制の整備、効率化を図る。
- 一般社団法人としての適正な財政運営を行う。
- 地域住民等からの福祉、社会保障等に関する相談に応じ、栃木県社会福祉士会の各委員会が実効性のある活動をできるよう協力・支援を行う。
- とちぎソーシャルケアサービス従事者協議会の加盟団体のひとつとして、他の加盟団体と協働して、協議会の事業に参与する。